

水戸市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業界における担い手確保のための取り組みの一環として、休暇の拡大を促進するに当たり、その効果や課題を把握するとともに、労働環境改善に対する意識向上を図るために実施する完全週休2日制モデル工事(以下「モデル工事」という。)の発注等をするため、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 完全週休2日制とは、工事着手日から工事完成日までの期間において、年末年始休暇及び夏季休暇を従前どおり確保した上で、全ての土曜日並びに日曜日を現場閉所日とすることをいう。

- 2 現場閉所日とは、予め定めた現場の休工日のことをいい、予定外の休工日は含めない。
- 3 現場とは、工事目的物を設置する現場のことをいい、工場製作としての現場は含めない。
- 4 休工日とは、通行規制に伴う交通誘導作業や現場の安全確認のための見回り等現場管理に必要な作業を除き、下請け企業等も含め終日一切の現場作業(現場事務所での事務作業を含む)を行わない日のことをいう。
- 5 経費補正等基準とは、完全週休2日制での施工を設計図書に位置付けて施工する場合に適用する積算基準(各種経費の補正基準)のことをいう。

(モデル工事の対象)

第3条 モデル工事は、次の各号のいずれかに該当する工事を対象外とした上で、発注者が選定する。

- (1) 予定価格が1億5,000万円以上、又は5,000万円未満の工事
- (2) 現場作業を行う期間が1か月未満となることが想定される工事
- (3) 緊急対応のための工事
- (4) 工程や完成時期に制約のある工事
- (5) 経費補正等基準が定められていない工事
- (6) 事業等の性質上、完全週休2日制での施工に伴う工事費の増が認められない工事
(災害復旧工事等)
- (7) その他、モデル工事に適しないと発注者が判断する工事

(モデル工事の発注方式)

第4条 モデル工事は、次の各号のいずれかの方式により発注することとするが、当面の間、(2)の方式でのみ発注することとする。

(1) 発注者指定型

- ・発注に際しては、特記仕様書に発注者指定型である旨明示することとする。
- ・発注時の予定価格算定に当たっては、別に定める経費補正等基準により経費補正

等を行うこととする。

(2) 受注者希望型

- ・発注に際しては、特記仕様書に受注者希望型である旨明示することとする。
- ・完全週休2日制での施工については、契約後、受注者の希望に基づき発注者と受注者との協議により決定することとする。
- ・発注者と受注者との協議により完全週休2日制での施工が決定した場合は、別に定める経費補正等基準により、設計変更することとする。

(実施工程の作成)

第5条 発注者指定型のモデル工事受注者及び受注者希望型のモデル工事受注者のうち発注者と受注者との協議により完全週休2日制での施工が決定した受注者(以下「受注者」という。)は、工事着手までに、完全週休2日制で施工するための実施工程を立て、監督員と協議の上定めるものとする。

(工期の延長)

第6条 第5条に基づき実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約書約款第21条の規定による工期の延長を請求することができる。

(受注者の取組事項)

第7条 受注者は、完全週休2日制により工事を進めることとする。

- 2 受注者の都合により土曜日又は日曜日に工事等を行う場合、受注者は、事前に監督員と協議の上で振替現場閉所日を設定することとする。なお、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。
- 3 受注者は、完全週休2日制による施工について、下請け企業等の理解を得た上で実施することとし、別紙様式1により作成した完全週休2日制での施工に関する関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出することとする。
- 4 一般土木工事の受注者は、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板(工事中看板)及び工事説明看板に、完全週休2日制で施工することを標示することとする。
- 5 営繕工事の受注者は、工事現場の見やすい位置に、完全週休2日制で施工することを標示する掲示板(看板)を設置することとする。
- 6 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に掲示し、現場閉所の実績について確認を受けることとする(工事完成通知書の提出までに、全ての現場閉所実績について確認すること)。

(1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)

(2) 下請け企業等の労働者の場合は、当該工事における当該下請け企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)

- 7 受注者は、工事完成通知書の提出までに、別紙様式2によるアンケートに協力するこ

ととする。

(発注者の配慮)

第8条 発注者は、受注者が完全週休2日制による工事を円滑に実施できるよう、次の各号に配慮することとする。

(1) 第5条で定める実施工程による工事実施を妨げるような指示等を行わないこと。

(2) 受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応すること。

(工事成績評定等)

第9条 モデル工事を通じ実施された休暇拡大に向けた受注者の取組について、工事成績評定において評価することとする。

2 発注者指定型のモデル工事受注者が、完全週休2日制による施工に非協力的な場合は、工事成績評定において「法令遵守等」で評価（減点）することとする。

付 則

この要領は、令和2年6月23日から施行し、令和2年7月1日以降に入札公告等をする工事から適用する。

付 則

この要領は、令和3年12月1日以降に入札公告等をする工事から適用する。

様式 1

完全週休 2 日制での施工に関する関係者確認書

工事名： _____

受注者(元請け企業)確認事項

- 1 本工事に係る予定の当社所属作業員に対し、完全週休 2 日制で施工することについて十分説明した上、理解を得ております(今後、追加がある場合も同様とします)。
- 2 下請け企業(1次)に対し、完全週休 2 日制での施工について十分な説明を行い、賛同を得たうえで契約を締結しております(今後追加がある場合も同様とします)。

令和 年 月 日

受注者名

代表者名 _____

1次下請け企業等確認事項 (施工体制台帳に記載されるすべての下請負人(1次)が対象)

- 1 元請け企業から、完全週休 2 日制での施工について十分な説明を受けた上、その趣旨に賛同し、契約を締結しております(今後、追加がある場合も同様とします)。
- 2 本工事に係る予定の当社所属作業員に対し、完全週休 2 日制での施工について十分説明した上、理解を得ております(今後、追加がある場合も同様とします)。
- 3 下請け企業(2次)に対し、完全週休 2 日制での施工について十分な説明を行い、賛同を得た上で契約を締結しております(今後、追加がある場合も同様とします)。

令和 年 月 日

1次下請け企業名

代表者名 _____

印

令和 年 月 日

1次下請け企業名

代表者名 _____

印

令和 年 月 日

1次下請け企業名

代表者名 _____

印

(お知らせ)完全週休 2 日制工事における経費補正

本工事における発注者(市)と元請との契約においては、完全週休 2 日制で施工することにより、「水戸市が発注する完全週休 2 日制モデル工事の実施要領」(公表)に基づく経費補正が適用されません。

※この確認書の原本は、受注者(元請け企業)が保管すること。

※受注者(元請け企業)は、この確認書の写しを 1 次下請け企業に交付するとともに、監督員に対しても工事着手中に提出すること。

※このアンケートは、現場代理人がとりまとめのうえ、監督員に電子データで提出してください(Ｅメール等可)。
 ※本アンケートは、他のモデル工事と集計のうえ公表することはありますが、個別に公表することはありません。
 ※本アンケートの内容により、工事成績等に影響を及ぼすことはありません。

該当する項目にチェックを入れてください(設問1, 12を除く)。

設問	元請け経営者	元請け現場代理人	元請け作業員(代表1名)	県内企業で、最も下請け金額の大きい1次下請け	
				経営者	作業員(代表1名)
1 所属企業名を記入願います。					
2 年齢を教えてください。	29歳以下 30歳以上40歳未満 40歳以上50歳未満 50歳以上60歳未満 60歳以上	29歳以下 30歳以上40歳未満 40歳以上50歳未満 50歳以上60歳未満 60歳以上	29歳以下 30歳以上40歳未満 40歳以上50歳未満 50歳以上60歳未満 60歳以上	29歳以下 30歳以上40歳未満 40歳以上50歳未満 50歳以上60歳未満 60歳以上	29歳以下 30歳以上40歳未満 40歳以上50歳未満 50歳以上60歳未満 60歳以上
3 所属企業の休暇制度を教えてください。	完全週休2日(土・日が固定休暇) 完全週休2日(土・日以外の組み合わせで週2日の固定休暇有り) 完全週休1日(日曜日が固定休) 完全週休1日(日曜以外の曜日が固定休) 4週8休(4週間あたり合計8日間の休暇有り) 4週6休(4週間あたり合計6日間の休暇有り) 4週4休(4週間あたり合計4日間の休暇有り) その他(具体的に記入:)	完全週休2日(土・日が固定休暇) 完全週休2日(土・日以外の組み合わせで週2日の固定休暇有り) 完全週休1日(日曜日が固定休) 完全週休1日(日曜以外の曜日が固定休) 4週8休(4週間あたり合計8日間の休暇有り) 4週6休(4週間あたり合計6日間の休暇有り) 4週4休(4週間あたり合計4日間の休暇有り) その他(具体的に記入:)	完全週休2日(土・日が固定休暇) 完全週休2日(土・日以外の組み合わせで週2日の固定休暇有り) 完全週休1日(日曜日が固定休) 完全週休1日(日曜以外の曜日が固定休) 4週8休(4週間あたり合計8日間の休暇有り) 4週6休(4週間あたり合計6日間の休暇有り) 4週4休(4週間あたり合計4日間の休暇有り) その他(具体的に記入:)	完全週休2日(土・日が固定休暇) 完全週休2日(土・日以外の組み合わせで週2日の固定休暇有り) 完全週休1日(日曜日が固定休) 完全週休1日(日曜以外の曜日が固定休) 4週8休(4週間あたり合計8日間の休暇有り) 4週6休(4週間あたり合計6日間の休暇有り) 4週4休(4週間あたり合計4日間の休暇有り) その他(具体的に記入:)	完全週休2日(土・日が固定休暇) 完全週休2日(土・日以外の組み合わせで週2日の固定休暇有り) 完全週休1日(日曜日が固定休) 完全週休1日(日曜以外の曜日が固定休) 4週8休(4週間あたり合計8日間の休暇有り) 4週6休(4週間あたり合計6日間の休暇有り) 4週4休(4週間あたり合計4日間の休暇有り) その他(具体的に記入:)
4 給与体系を教えてください。	完全月給制 日給月給制 日払い制 その他()	完全月給制 日給月給制 日払い制 その他()	完全月給制 日給月給制 日払い制 その他()	完全月給制 日給月給制 日払い制 その他()	完全月給制 日給月給制 日払い制 その他()
5 本工事における現場閉所日のうち、会社の休暇ではない日において、事務作業や他現場での作業等をすることなく休むことができましたか。	100%休むことができた。 50%以上は休むことができた。 休めたのは50%未満。 全く休めなかった 現場閉所日は元々休暇だった	100%休むことができた。 50%以上は休むことができた。 休めたのは50%未満。 全く休めなかった 現場閉所日は元々休暇だった	100%休むことができた。 50%以上は休むことができた。 休めたのは50%未満。 全く休めなかった 現場閉所日は元々休暇だった	100%休むことができた。 50%以上は休むことができた。 休めたのは50%未満。 全く休めなかった 現場閉所日は元々休暇だった	100%休むことができた。 50%以上は休むことができた。 休めたのは50%未満。 全く休めなかった 現場閉所日は元々休暇だった
6 完全週休2日での施工のため、今回どのような取組みをしましたか。(複数選択可)	通常と同じペースで工事を行った(工期はその分延びた)。 通常工事より、1日当たりの作業時間を増やした。 建機の投入台数増、作業員の増等により、作業の進行を早めた。 その他()	通常と同じペースで工事を行った(工期はその分延びた)。 通常工事より、1日当たりの作業時間を増やした。 建機の投入台数増、作業員の増等により、作業の進行を早めた。 その他()	通常と同じペースで工事を行った(工期はその分延びた)。 通常工事より、1日当たりの作業時間を増やした。 建機の投入台数増、作業員の増等により、作業の進行を早めた。 その他()	通常と同じペースで工事を行った(工期はその分延びた)。 通常工事より、1日当たりの作業時間を増やした。 建機の投入台数増、作業員の増等により、作業の進行を早めた。 その他()	通常と同じペースで工事を行った(工期はその分延びた)。 通常工事より、1日当たりの作業時間を増やした。 建機の投入台数増、作業員の増等により、作業の進行を早めた。 その他()
7 建設業界全体の将来を考えると、休暇を増やすことは必要と考えますか。	必要だと思う。 どちらとも言えない。 必要でないと思う。	必要だと思う。 どちらとも言えない。 必要でないと思う。	必要だと思う。 どちらとも言えない。 必要でないと思う。	必要だと思う。 どちらとも言えない。 必要でないと思う。	必要だと思う。 どちらとも言えない。 必要でないと思う。
8 完全週休2日等、休暇拡大の実現のためには、何を变える必要があると考えますか。(複数選択可)	会社の休暇・休日制度(就業規則等)の改善 工期が延びることについての発注者(民間含む)の理解 工事費が増えることについての発注者(民間含む)の理解 日給月給制労働者の収入維持(日給アップ、月給制への移行等) 法律による義務化 その他()	会社の休暇・休日制度(就業規則等)の改善 工期が延びることについての発注者(民間含む)の理解 工事費が増えることについての発注者(民間含む)の理解 日給月給制労働者の収入維持(日給アップ、月給制への移行等) 法律による義務化 その他()	会社の休暇・休日制度(就業規則等)の改善 工期が延びることについての発注者(民間含む)の理解 工事費が増えることについての発注者(民間含む)の理解 日給月給制労働者の収入維持(日給アップ、月給制への移行等) 法律による義務化 その他()	会社の休暇・休日制度(就業規則等)の改善 工期が延びることについての発注者(民間含む)の理解 工事費が増えることについての発注者(民間含む)の理解 日給月給制労働者の収入維持(日給アップ、月給制への移行等) 法律による義務化 その他()	会社の休暇・休日制度(就業規則等)の改善 工期が延びることについての発注者(民間含む)の理解 工事費が増えることについての発注者(民間含む)の理解 日給月給制労働者の収入維持(日給アップ、月給制への移行等) 法律による義務化 その他()
9 あなた個人にとって、休暇が増えることで良くなると考えられることは何ですか。(複数選択可)	自由に使える時間が増える。 子どもの行事に参加できる。 体を休めることができる。 良くなることは特にない。 その他()	自由に使える時間が増える。 子どもの行事に参加できる。 体を休めることができる。 良くなることは特にない。 その他()	自由に使える時間が増える。 子どもの行事に参加できる。 体を休めることができる。 良くなることは特にない。 その他()	自由に使える時間が増える。 子どもの行事に参加できる。 体を休めることができる。 良くなることは特にない。 その他()	自由に使える時間が増える。 子どもの行事に参加できる。 体を休めることができる。 良くなることは特にない。 その他()
10 あなた個人にとって、休暇が増えることで悪くなると考えられることは何ですか。(複数選択可)	収入が減ってしまう。 出費が増える。 出勤日の負担増。 悪くなることは特にない。 その他()	収入が減ってしまう。 出費が増える。 出勤日の負担増。 悪くなることは特にない。 その他()	収入が減ってしまう。 出費が増える。 出勤日の負担増。 悪くなることは特にない。 その他()	収入が減ってしまう。 出費が増える。 出勤日の負担増。 悪くなることは特にない。 その他()	収入が減ってしまう。 出費が増える。 出勤日の負担増。 悪くなることは特にない。 その他()
11 完全週休2日制での施工に伴い、発注者が実施した経費補正(増)により、実際の経費増分を賄うことができたお聞かせください。(概ねで結構です。)	実際の経費増分を賄うことができた。 実際の経費増分を賄うことはできなかった。	実際の経費増分を賄うことができた。 実際の経費増分を賄うことはできなかった。	実際の経費増分を賄うことができた。 実際の経費増分を賄うことはできなかった。	実際の経費増分を賄うことができた。 実際の経費増分を賄うことはできなかった。	実際の経費増分を賄うことができた。 実際の経費増分を賄うことはできなかった。
12 自由記入欄					

(参考) 現場閉所日確保率の計算例

12月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 工事着手	4 工事	5 工事	6 雨天休工	7 工事	8 現場閉所 ◎ ●
9 現場閉所 ◎ ●	10 工事	11 工事	12 工事	13 工事	14 工事	15 現場閉所 ◎ ●
16 現場閉所 ◎ ●	17 工事	18 工事	19 雨天休工	20 工事	21 工事	22 現場閉所 ◎ ●
23 現場閉所 ◎ ●	24 工事	25 工事	26 工事	27 工事	28 工事	29 年末年始休暇
30 年末年始休暇	31 年末年始休暇					

1月

日	月	火	水	木	金	土
		1 年末年始休暇	2 年末年始休暇	3 年末年始休暇	4 年末年始休暇	5 年末年始休暇
6 年末年始休暇	7 工事	8 工事	9 工事	10 雨天休工	11 工事	12 現場閉所 ◎ ●
13 工事 ●	14 工事	15 工事	16 工事	17 工事	18 振替閉所 ◎	19 現場閉所 ◎ ●
20 現場閉所 ◎ ●	21 工事	22 工事	23 工事	24 工事	25 工事完了	26
27	28	29	30	31		

◎: 現場閉所できた日

10日

●: 工事着手から工事完了
までの土・日の総日数

10日



100%確保

【完全週休2日モデル工事の特記仕様書(例)】

○一般土木工事における「発注者指定型」の場合

(完全週休2日制での施工について)

第〇条 本工事は、「完全週休2日制モデル工事」(以下、本条において「モデル工事」という。)であり、「水戸市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領」(以下「要領」という。)第4条第1項(1)に規定する発注者指定型を適用する。

- 2 受注者は、要領第2条に規定する完全週休2日制での施工(工事着手日から工事完成日までの期間において、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保した上で、全ての土曜日、日曜日を現場閉所日とする)にあたり、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 3 受注者の都合により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上で振替現場閉所日を設定すること。振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。
- 4 受注者は、完全週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施することとし、別紙様式1により作成した関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出すること。
- 5 受注者は、完全週休2日制で施工することについて、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板(工事中看板)及び工事説明看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
- 6 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること(工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること)。
 - (1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)
 - (2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)
- 7 本工事においては、予定価格の算定にあたり、完全週休2日制の4週8休以上(現場閉所日確保率100%以上)を前提として労務費に1.05、機械経費(賃料)に1.04、市場単価方式による積算に「完全週休2日制モデル工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」(公表)に示す補正係数、共通仮設費率に1.04、現場管理費率に1.06の補正係数を乗じているが、完全週休2日制での施工を達成できなかった場合は、当該補正を解除(設計変更減)する。なお、詳細については「完全週休2日制モデル工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」(公表)による。
- 8 受注者は、工事完成通知書の提出までに、別添様式2によるアンケートに協力すること。
- 9 工事成績評定においては、休暇の拡大に向けた取り組みについて評価する。なお、完全週休2日制による施工に非協力的な場合は、工事成績評定における「法令遵守等」により評価(減点)を行う。

※当面は、発注者指定型による発注は行わないこと。

○一般土木工事における「受注者希望型」の場合

(完全週休2日制での施工について)

- 第〇条 本工事は、「完全週休2日制モデル工事」(以下、本条において「モデル工事」という。)であり、「水戸市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領」(以下「要領」という。)第4条第1項(2)に規定する受注者希望型を適用する。
- 2 完全週休2日制での施工については、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定する。
 - 3 前項により、要領第2条に規定する完全週休2日制での施工をする(工事着手日から工事完成日までの期間において、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保した上で、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とする)こととなった受注者(以下、本条において「受注者」という。)は、完全週休2日制での施工にあたり、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
 - 4 受注者は、完全週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施することとし、別紙様式1により作成した関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出すること。
 - 5 受注者の都合により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上で振替現場閉所日を設定すること。振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。
 - 6 受注者は、完全週休2日制で施工することについて、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板(工事中看板)及び工事説明看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
 - 7 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること(工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること)。
 - (1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)
 - (2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)
 - 8 現場閉所日確保率に応じ、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じた設計変更を行う。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日、日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については「完全週休2日制モデル工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」(公表)による。

現場閉所日確保率	75%以上 87.5%未満 (4週6休以上 4週7休未満)	87.5%以上 100%未満 (4週7休以上 4週8休未満)	100%以上 (4週8休以上)
労務費に対する補正係数	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)に対する補正係数	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率に対する補正係数	1.02	1.03	1.04
現場管理費率に対する補正係数	1.03	1.04	1.06

※市場単価方式による積算にあたっては、現場の閉所状況に応じて、「完全週休2日制モデル工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」(公表)に示す補正係数を乗じる。

- 9 受注者は、工事完成通知書の提出までに、別添様式2によるアンケートに協力すること。
- 10 工事成績評定においては、休暇の拡大に向けた取り組みについて評価する。

○営繕工事における「発注者指定型」の場合

(完全週休2日制での施工について)

- 第〇条 本工事は、「完全週休2日制モデル工事」(以下、本条において「モデル工事」という。)であり、「水戸市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領」(以下「要領」という。)第4条第1項(1)に規定する発注者指定型を適用する。
- 2 受注者は、要領第2条に規定する完全週休2日制での施工(工事着手日から工事完成日までの期間において、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保した上で、全ての土曜日、日曜日を現場閉所日とする)にあたり、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
 - 3 受注者の都合により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上で振替現場閉所日を設定すること。振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。
 - 4 受注者は、完全週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施することとし、別紙様式1により作成した関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出すること。
 - 5 受注者は、工事現場の見やすい位置に、完全週休2日制で施工することを標示する掲示板(看板)を次の各号により設置すること。なお、この掲示板(看板)に要する費用については、設計変更の対象外とする。
 - (1) 掲示板(看板)の大きさは、A3サイズ(420mm×297mm)以上とすること。
 - (2) 掲示板(看板)には、土曜日と日曜日を現場休工とする完全週休2日制で施工する工事である旨、見やすい大きさの文字で記載すること。
 - 6 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること(工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること)。
 - (1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)
 - (2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)
 - 7 本工事においては、予定価格の算定にあたり、完全週休2日制の4週8休以上(現場閉所日確保率100%以上)を前提に、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に1.05の補正係数を乗じて予定価格を作成しており、現場閉所の達成状況を確認し、完全週休2日制での施工を達成できなかった場合は、当該補正を解除(設計変更減)する。なお、詳細については「完全週休2日制モデル工事における経費補正等基準(営繕工事編)」(公表)による。
 - 8 受注者は、工事完成通知書の提出までに、別添様式2によるアンケートに協力すること。
 - 9 工事成績評価においては、休暇の拡大に向けた取り組みについて評価する。なお、完全週休2日制による施工に非協力的な場合は、工事成績評価における「法令遵守等」により評価(減点)を行う。

※当面は、発注者指定型による発注は行わないこと。

○営繕工事における「受注者希望型」の場合

(完全週休2日制での施工について)

第〇条 本工事は、「完全週休2日制モデル工事」(以下、本条において「モデル工事」という。)であり、「水戸市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領」(以下「要領」という。)第4条第1項(2)に規定する受注者希望型を適用する。

- 2 完全週休2日制での施工については、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定する。
- 3 前項により、要領第2条に規定する完全週休2日制での施工をする(工事着手日から工事完成日までの期間において、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保した上で、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とする)こととなった受注者(以下、本条において「受注者」という。)は、完全週休2日制での施工にあたり、予め実工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、実工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 4 受注者は、完全週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施することとし、別紙様式1により作成した関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出すること。
- 5 受注者の都合により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上で振替現場閉所日を設定すること。振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。
- 6 受注者は、工事現場の見やすい位置に、完全週休2日制で施工することを標示する掲示板(看板)を次の各号により設置すること。なお、この掲示板(看板)に要する費用については、設計変更の対象外とする。
 - (1) 掲示板(看板)の大きさは、A3サイズ(420mm×297mm)以上とすること。
 - (2) 掲示板(看板)には、土曜日と日曜日を現場休工とする完全週休2日制で施工する工事である旨、見やすい大きさの文字で記載すること。
- 7 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること(工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること)。
 - (1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)
 - (2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)
- 8 現場閉所日確保率に応じ、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に補正係数を乗じた設計変更を行う。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日、日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については「完全週休2日制モデル工事における経費補正等基準(営繕工事編)」(公表)による。

現場閉所日 確保率	75%以上 87.5%未満 (4週6休以上 4週7休未満)	87.5%以上 100%未満 (4週7休以上 4週8休未満)	100%以上 (4週8休以上)
労務費に対する 補正係数	1.01	1.03	1.05

- 9 受注者は、工事完成通知書の提出までに、別添様式2によるアンケートに協力すること。
- 10 工事成績評定においては、休暇の拡大に向けた取り組みについて評価する。